

特許協力条約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 東レエンジニアリング株式会社 様 〒520-0842 日本国 京都府大津市園山1丁目1番1号 東レエンジニアリング株式会社 開発部門知的財産部		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
出願人又は代理人の書類記号 TE-F19022PCT		発送日 (日.月.年) 10.02.2020	
国際出願番号 PCT/JP2019/046094		国際出願日 (日.月.年) 26.11.2019	優先日 (日.月.年) 29.11.2018
国際特許分類 (IPC) B29C 45/76(2006.01)i; B29C 70/06(2006.01)i; B29C 70/42(2006.01)i FI: B29C45/76; B29C70/06; B29C70/42			
出願人 (氏名又は名称) 東レエンジニアリング株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</p> <p><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</p> <p><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</p> <p><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明</p> <p><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</p> <p><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</p> <p><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</p> <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
--

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 28.01.2020	権限のある職員（特許庁審査官） ▲来▼田 優来 4R 5281 電話番号 03-3581-1101 内線 3471
--	-------------------------	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.

出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.

国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.

国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))

紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見:

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	6	有
	請求項	1-5, 7-10	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-10	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1: JP 2014-226871 A (東レエンジニアリング株式会社) 08.12.2014(2014-12-08)
[0001], [0043], [0046]-[0048], [0053], 図1, 図4, 図7

文献2: JP 2016-198997 A (本田技研工業株式会社) 01.12.2016(2016-12-01)

明細書全文

& US 2016/0342716 A1

明細書全文

文献3: JP 2017-013437 A (本田技研工業株式会社) 19.01.2017(2017-01-19)

明細書全文

& US 2016/0342716 A1

明細書全文

本願請求項1-5, 7-10に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。

文献1の[0001], [0043], [0046]-[0048], [0053], 図1, 図4, 図7には、下記事項が記載されている。

本発明は、ガラス繊維や炭素繊維などのフィラーを含む複合材料を射出成形やプレス成形などで成形する場合に、数値シミュレーションを用いて、射出成形やプレス成形時のフィラーの挙動より成形品中のフィラーの配向分布を予測し、成形時の異方性収縮や成形後の弾性率分布などの物性値を解析するフィラー挙動シミュレーション方法および複合材料の物性解析方法に関する(本願「繊維の移動解析装置」相当): [0001]

射出成形CAEソフトウェアを用いて、樹脂充填中の時刻tにおける樹脂圧力、温度、速度分布を算出する(本願「樹脂速度解析部」「樹脂流動解析部」相当): [0046]

初期フィラーは、5本の棒状のトラス要素を連結して一本の初期フィラーを表現した(本願「繊維を、複数の節点と、節点同士により接続されたロッド要素によってモデル化する繊維モデル化部」相当): [0043]。

時刻tにおける流速分布を用いてトラス要素端点の移動速度を算出し、端点の移動速度から時刻t + Δtにおける端点位置を算出する(本願「繊維の流動を解析する繊維解析部」「節点に対応する位置における、樹脂速度解析部に解析された樹脂の流動速度を取得する樹脂速度取得部」相当): [0047]

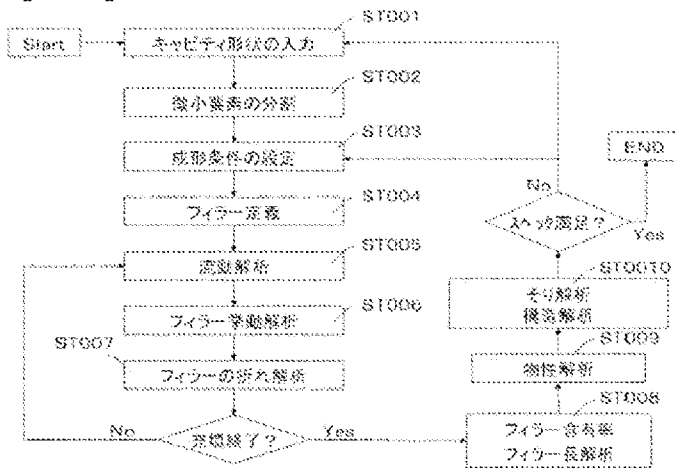
トラス要素間の角度θが、事前に定めた一定値θc以上となった場合には、その部分でトラス要素を分離する処理を施す(本願「繊維の曲がり度合に基づいて」「繊維の曲がり度合を算出する曲がり度合算出部」相当): [0048]

樹脂流動解析とフィラー挙動解析を行っている途中で、このフィラー含有率計算やフィラー長分布計算を行い、その結果をもとに樹脂粘度などの流動特性を変化させることにより、フィラー含有率やフィラー長の分布による樹脂流動への影響などを考慮することもできる(本願「繊維の密度と曲がりの度合に基づいて、樹脂の流動速度を補正する樹脂速度補正部」「樹脂の粘度を補正する樹脂粘度補正部」「補正された樹脂の流動速度に基づいて、樹脂中における繊維の移動を解析する解析部」「繊維の体積に基づいて、繊維の密度を算出する密度算出部」相当): [0053]

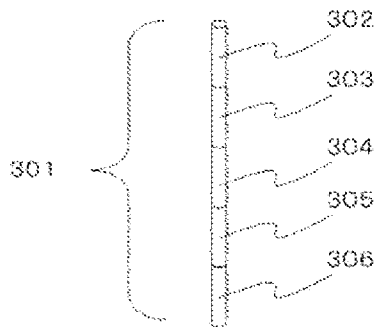
第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

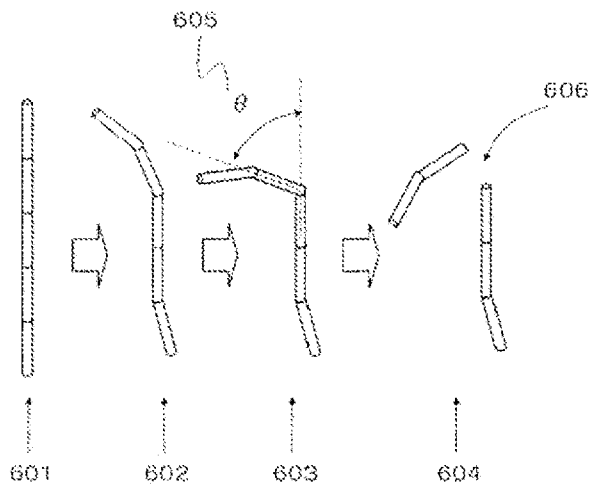
【図1】



【図4】



【図7】



第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

文献1には、本願所定の繊維の移動解析方法、プログラム、記憶媒体についても、記載されているといえる。そして、文献1に記載の発明は、本願明細書に記載されている構成と同一の構成を有しているから、シミュレーション解析の細部や結果についても本願発明と同一となる蓋然性が高い。よって、本願請求項1-5, 7-10に係る発明と文献1に記載された発明との間に差異はない。

本願請求項6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から進歩性を有しない。

文献1に記載の発明において、所望のキャビティの形状に対して解析を行い、その解析箇所を具体化することで、本願請求項6に係る発明とすることは、当業者が適宜なし得る事項に過ぎない。

よって、本願請求項6に係る発明は、文献1に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものである。